

2024年2月5日

岩手県環境影響評価技術審査会 御中

株式会社タカ・クリエイト

盛岡築川風力発電事業計画立案に際しての猛禽類に関する有識者への事前相談について

題記の事前相談は盛岡築川風力発電事業計画（以下、本計画という）の初期立案時の2022年11月10日に地元の ██████████ 研究所に ██████████ を訪ね、行わせていただきました。

██████████ には本計画（事業実施計画区域につき、口頭にて、地権者である ██████████ 牧野農業協同組合の牧野を中心に北東側へ延びる稜線域と表現）を構想している旨をお伝えし、ご意見等をお伺いした次第です。

██████████ からは、先ず、本計画区域は、イヌワシ ██████████ の行動圏に入っており、風力発電所建設には適さないと指摘されるとともに、風力発電所建設に対しては非常に厳しい条件が求められるとのことなど種々ご意見をいただきました。

██████████ にご指摘いただいた事項を踏まえ、本計画の修正および本計画に追加考慮するとした主な内容は次のとおりです。

- ・風力発電所対象地（風車設置稜線域）において、当初の16基（風車設置間隔平均400m・設置領域約6km ⇒ 別紙資料①における初期計画設置領域）を現方法書における11基（風車間隔平均300m・設置領域約3km）に大幅に縮小・短縮する。
- ・風車ヤード周辺（半径約50m）は餌場にならないように牧野用途から外し、砂利敷き或いは舗装を施す。（██████████ 牧野農業協同組合様の同意取得済み。）
- ・代替えの餌狩場の確保を前提とし、条件に見合う候補地を具体的に検討中である。

からは本計画の修正に対するご意見はいただけていない状況ではございますが、特に風力発電所対象地における発電規模縮小・風車設置稜線域の短縮は現方法書における対象事業実施区域設定に反映させていただいた次第です。

本事前相談につき、今次の本計画の方法書手続きにおいて取り上げていない理由は、同事前相談は本計画の1年以上前の段階で行わせていただいたことであり、あらためて正式な方法書手続きとして、に、事前相談時の内容のご確認とともに、ヒアリングをさせていただく方針としていたためでございます。

また、これまでの作業におきまして、「イヌワシ」に関してのことと思われませんが、その営巣地がクマに襲われたことにより、他へ移動したとの情報に接しております。

しかし、弊社といたしましては、同情報に特に関わることなく、先ず、実態把握を行うことが大事と捉えており、猛禽類につきましても、特にイヌワシに注意をした非営巣期・営巣期が連続させた2年間にわたる現況調査を適切に遂行（本調査は既に2023年9月に開始済み）し、適宜に報告をさせていただく所存であります。（現在、2024年1月19日までの5か月間は、採餌の実績はありません。）

さらに、当然のことといたしまして、本調査において対象事業実施区域内にてイヌワシの採餌行動が確認されなかったといたしましても、対象事業実施区域はイヌワシの生息域の一部にあるとの認識の下、岩手県内をはじめとした専門家・関係有識者と相談をしつつバードストライク対策、新たな餌狩場の確保・設計など保護策を導入してまいりますので、今後とも、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

以上

2024年2月5日

岩手県環境影響評価技術審査会 御中

株式会社タカ・クリエイト

盛岡築川風力発電事業（現）実施計画区域を選定した経緯について

当該事業実施計画区域を選定するに参考としてきた情報は、NEDO 局所風況マップ、衛星画像マップ、環境省 EADAS 環境アセスメントデータベース、岩手県風力発電導入構想、宮古市再生可能エネルギーゾーニングマップ（陸上風力発電）であり、先ず、机上調査により次の地区を検討候補といたしました。（岩手県風力発電導入構想の促進エリアは既に他事業者による計画先行が明らかであったため参考から除外いたしました。）

- ・岩手郡葛巻町江刈地区
（先行他社との重複の可能性あり断念）
- ・宮古市田代地区
（先行他社との重複の可能性と風況予測他で断念）
- ・釜石市橋野町地区
（先行他社との重複の可能性と風況予測他で断念）
- ・盛岡市藪川地区
（先行他社との重複の可能性と猛禽類他の環境面から断念）
- ・盛岡市築川地区
（以前の岩手県企業局の計画地点であったことと下記の点から選定）

各自治体市町に当たったところ、本事業実施計画区域以外は、計画を先行させていた他事業者による事業実施計画区域と重複していることが判明しました。

その結果、本事業実施計画区域につき詳細調査を行うに至った次第ですが、最終的に同区域に選定させていただいた主な理由は次のとおりであります。

- ・主たる地権者である■■■■牧野農業協同組合様に当たったところ、当地は過去に岩手県企業局が風力発電所候補地として風況観測塔を設置し観測をした経緯がある旨を聞きつけ、同局にヒアリングを致したところ、当時、高さ 30m の風況観測塔による観測を行ったが充分は風況結果が得られず、風力発電所計画立案を断念したことを確認した。しかし、弊社としては、最近の風車の大型化と性能向上から 100m 超付近での風速は計画対象としてある規模の風車ならば十分に事業性も確保されると推察したこと。

- ・また、宮古市再生可能エネルギーゾーニング(案)マップ(陸上風力発電)によりますと、本事業実施計画区域の南東端(盛岡市と宮古市の境界)隣接区域である岩神山の南側域(兜明神岳の北方側)が県指定の鳥獣保護区、カモシカ保護地域であることを留意事項としながらも陸上風力発電の促進エリア及び調整エリア(保全エリア以外の範囲で、事業者が関係機関や地域と事業範囲等を調整しながら事業を実施できるエリア)となっていることも参考にさせていただいたこと。

- ・最も注意すべき地域意見聴取として、まず、主たる地権者である[]牧野農業協同組合様、[]生産森林組合様へ、次に地域住民たる[]自治振興会へ本風力発電計画の導入につき説明させていただいたところ地域活性のためになるとの趣旨からむしろ賛意を示していただいたこと。

- ・計画立案時より事業実施計画区域、特に風車設置稜線域は国有林および民有林の保安林と指定されていることは承知しており、この点につきましては、風車設置は北東側では国有林・民有林(保安林)の境界、南東側では民有林の境界のそれぞれ稜線域であることから、適切な工事により保安林掛かる開発部分を最小限に食い止めること、また南東側はその他の注意事項として区界高原自然環境保全地域に係る部分が生ずるが、その殆どは境界線域であることから同様に同地域に掛かる開発部分は最小限に食い止める方針で臨ませていただくこととしたこと。

さらに、[]への事前相談を経て、イヌワシ[]の営巣地から近いとの事情をお聞きし、風車設置計画稜線の短縮(約6km⇒約3km)、発電容量の削減(風車16基⇒11基)し、現計画へと至った次第でございます。

以上